

モンテスキューとデュルケム

—— 社会科学的思考の系譜 ——

寺 林 脩

1. はじめに

現代社会学の創設者の一人であるデュルケム (Durkheim, Émile 1858-1917) は、彼の社会学理論や社会学哲学 (社会観と人間観) の形成や展開において、フランスの啓蒙思想 (illumination)、とくにモンテスキュー¹⁾ (Montesquieu, Charles Louis de Secondat 1689-1755) とルソー (Rousseau, Jean-Jacques 1712-1778) の影響を強く受けている。

デュルケムが継承し発展させた知的伝統を、モンテスキューとルソーに限定して強調することはできない。しかし、サン・シモン (Saint-Simon, Claude Henri 1760-1825) やコント (Comte, Auguste 1798-1857)、またデュルケムと同時代のフランスやイギリスやドイツの諸々の学派や学者たちとは異なる影響を、デュルケムの社会学理論や社会学哲学の根幹に関わる影響を、換言すればデュルケムの体質に関わる影響をモンテスキューとルソーから受けている。それを一般化して言えば、合理主義的な科学的精神と人道主義的な民主主義の政治的理念である。しかも、科学と政治の相互補強的な関係に対する確信である。

高等師範学校を卒業した若きデュルケムの社会学者としての立脚点は、既成の哲学的な諸々の学説やその周囲の風潮に対する満たされぬ思いと、第三共和政 (1870-1940) の道徳的統一の再建に貢献したいとする願いである。²⁾ 前者の思いは、自然科学的な実在の説明を社会現象にも求める、実証主義的な方法論的態度を決定した。後者の願いは、連帯、自殺、教育、宗教などの道徳的現象を中心テーマとして選び、道徳的統合の理想的効果を論じ、実践のための提唱として結実する価値評価的態度を決定した。つまり、客観的な独自の研究対象と方法論を確定した経験科学としての社会学の構築と、その科学の研究成果による現実社会の道徳的再統合である。社会学を生み出したフランスではあるが、社会科学ではイギリスやドイツに遅れをとっていた。また第三共和政は、左右の対立や労使の対立が激化し不安定な世情が続いていた。デュルケムにとって、社会学こそ科学と政治の道を両立させ、知識と行動への要求を満足させるものと考えられた。

思想史家ヒューズは、次のようにデュルケムの姿勢を述べている。

「19世紀末の思想家のうち、デュルケムは民主主義的、人道主義的な諸価値の戦闘的な鼓吹者としての活動においていささかも動揺することのなかった唯一の思想家なのである。パレー

ドが嘲笑し、クローチュやモスカが超然的懷疑主義の眼で見たすべてのもののために、彼は勇敢に戦ったのである。デュルケムには、科学と民主主義とは相互に補強しあうものと考えられていた。彼は啓蒙思想の真の子であったのである。」³⁾

啓蒙思想（啓蒙思潮、啓蒙主義と同義）は、17世紀末から18世紀のヨーロッパにおける文化運動である。政治史的には、イギリス名誉革命からフランス大革命に至る時代である。フランスの啓蒙思想は、イギリスの市民社会の成立、自然科学の進展、ロックやヒュームに代表される経験論の科学的認識論や、政治と倫理と宗教に対する自由主義などを背景に、フランス絶対王政下において急進的な現実批判の思想運動になる。原理的には、反宗教的、反形而上学的思考を自然の認識のみならず社会の認識にも適用する。そして、啓蒙という広義の教育によって旧体制の権威や偏見や俗信から理性を解放して、社会的不平等や不自由を取り除こうとするものである。自然法思想に基づく市民社会の原理（基本的人権と民主主義）を、近代社会の基本的理念として定着させた歴史的意義は計り知れない。

啓蒙思想家の思想の全体像を要約すると、哲学的には、形而上学批判の立場から科学的自然主義が徹底され、唯物論や実証主義が論じられる。倫理的には、相対主義的な理性道徳や功利主義、幸福説などが強調される。政治的、社会的には、規範や制度の自然法的基礎づけや社会契約説が定着する。また、法の前での平等による民主的秩序の実現が求められる。宗教的には、既存の宗教に反対して寛容の精神が説かれ、科学との調停を図る理神論あるいは無神論が支持を得る。平易に言えば、すべての人間に備わっている理性に人々が目覚めれば、自ずから理性に適合した認識や社会の秩序を構想できる。教育によってそれが実現できる。理性的に進歩した人間と社会によって、人間の道徳的改善と社会の民主主義的理想状態は進展する。そこでは、人間主体の自律性とそれに基づく合理的秩序の形成が強く求められる。理性に対する絶対的な信頼と、歴史の進歩に対する楽観的な確信に、フランス啓蒙思想の特徴がある。モンテスキューとルソーは代表的な啓蒙思想家である。

デュルケムがモンテスキューやルソーのいかなる思想や理論に注目し、大きな影響を受けたか。ルソーに関しては稿を改めるが、モンテスキューに関しては後の章で論じる。ここでは、フランス啓蒙思想の雰囲気、デュルケムが19世紀末のフランスにおいてまれにも持ち続けていたことを強調しておきたい。当時のフランスの思想界では、観念論の再編をめざす新カント学派が優勢であった。実証主義者コントが晩年に人類教に走ったため、反実証主義、反社会学の風潮が強かった。フランス国民の意識には、懷疑主義と享楽主義、不安感や危機意識が広がっていた。政治的、経済的な閉塞状況に原因を求めることができる。デュルケムは実証主義的方法論によって現代社会学を構築し、その成果による社会改革の提言を模索していた。

2. デュルケム社会学の形成

社会学者デュルケムの最大の師はコントである。コントの師であるサン・シモン以来の実証主義の正統な継承者であることを、デュルケムは自認している。実証主義⁴⁾ (positivism) という語は、自然科学の方法論の哲学への敷衍をさす語としてサン・シモンが用いたのに始まる。

サン・シモンは社会の基盤を経済に求め、経済史観の立場から労働と科学によって組織された集権的社会をめざし、産業主義を標榜する。産業者を重要視し、階級的不平等に強い嫌悪感を示した。唯物史観や社会主義思想の先駆者とみなされるのは上記の理由による。サン・シモンの弟子のコントが師から継承したものは、社会革命家としての師ではなく、実証主義者としての師である。サン・シモンは形而上学の超経験的仮説による社会現象の説明を退け、観察された事実に基づく実証的方法による統一的な説明を提唱する。産業社会を有機的なひとつの機械として相互連関的にとらえようとする社会生理学的視点と、階級闘争と社会革命の不可避性の論議につながる精神的支柱としての宗教への言及という人間科学的視点は、コントを経由してデュルケムに大きく影響している。デュルケムの未完に終わる社会主義論は、サン・シモンの研究である。

コントはサン・シモンの学問的体系化のために社会学を創設し、その方法的原理として実証主義を規定する。社会学という語は、コントが『実証哲学講義』(1830-1842)のなかで、ラテン語とギリシア語の合成語として *sociologie* (*socius*+*logos*) を用いたのに始まる。それ以前は、社会現象の実証科学として、政治学の科学的法則学という意味から社会物理学と名づけられていた。また、コントは『実証精神論』(1844)のなかで、実証的 (*positif*) という語の意味を、現実的、有用的、確定的、明証的、積極的、相対的という語で特徴づけている。とくに実証精神の積極的な建設的意義と、実証科学の相対的な客観的意義を、コントは強調している。

デュルケムが継承するフランスの科学としての実証主義的社会学は、自然科学的法則を社会現象にも見い出し、コントの「予見するために見る」という合理主義的社会再組織化への貢献を企図するものである。コントにおいては、社会の形態や組織を論じる社会静学と、社会の歴史的發展を論じる社会動学とからなる社会学が、実証哲学体系の頂点をなしている。コントの歴史観は、社会進化の根底に人知の発展段階を定める。神学的段階 (13世紀まで)、形而上学的段階 (14-18世紀)、実証的段階 (大革命以後) である。フランス大革命後の混乱した社会 (19世紀前半) に新秩序を与え、政治的統一に導くために、コントは社会学に期待していた。

学問的体系化にとどまったコントに対して、デュルケムは社会現象の実証的研究 (『自殺論』、『道徳教育論』、『宗教生活の原初形態』など) に大きな成果を得る。デュルケムの知的伝統の継承の骨子になるのは、サン・シモンとコントの理念を近代科学的に結合したものであり、具体的研究において実践的課題に応答する精神である。モンテスキューとルソーをデュルケム

につながり存在が、サン・シモンとコントである。

デュルケム社会学の形成や展開には、サン・シモンの産業社会論や社会主義論、コントの実証主義や社会進化論以外に、多くの学派や学者の思想や理論から多く影響を受けていることが見い出せる。

高等師範学校の師であるフステル・ド・クーランジュからは科学的な歴史的方法が、同じくブートルーからは要素に対する総合の特質についての観念が学び取られている。また、社会有機体説はスペンサーから、社会類型や集合表象の観念はエスピナスから、人格主義は新カント学派のルヌヴィエ、および彼を通してカントから影響を受けている。ドイツのヴントやイエリングからは道徳的事実の実証的研究に、イギリスの人類学者たちからは未開社会の実証的研究に触発されている。また、19世紀後半におけるヨーロッパの実証主義には、地理学派（ル・プレーなど）、生物学的社会学派（スペンサー、ウォルムス、エスピナスなど）、心理学的社会学派（タルド、ル・ボンなど）があるが、デュルケムはそれらの理論を厳しく批判する形で、独自の実証主義的社会学を構築する。

デュルケムの最初の論文は、社会実在論者シェフレの『社会体の構造と生活』についての書評である。社会が単なる個人の総和ではなく、それ以上の質を異にする固有な実在であるというデュルケムの社会観は、シェフレから学んだものである。また、シェフレが社会構造の基体を形態学的にとらえている点は、デュルケムにストレートに継承されていると思われる。

デュルケムは初期において、社会の実在性の論拠である「もの」としての社会的事実の外在性と拘束性を説明概念とする、社会形態学的説明から出発する。客観的な社会的事実（すべての行為様式と存在形式）を客観的な社会的事実で説明する。そして次第に、個人意識に還元できない、個人意識の相互作用で形成される集団共有的な思惟や感情や行動の様式である集合意識（宗教、道徳、法、経済、芸術、世論など）を説明概念とする、社会生理学的説明に重点を移す。集合意識相互の関連において集合意識を説明する。また、社会現象の起源に関する因果分析とともに、社会的要件に関する機能分析が多用される。デュルケムの語では発生法と共変法である。

デュルケムによって後に概念化される社会は、独自の実在であり、究極的には社会的理念や理想としての集合意識である。その形式化されたものは社会的組織や制度や慣習であり、その象徴化されたものは宗教や道徳や芸術などである。もちろん、社会的基体である人口や居住形態や交通路などの人為的環境も社会概念に含まれる。したがって、デュルケムは単なる社会実在論者ではない。社会はそのメンバーである個人の意識を通してしか考えたり、感じたり、意志することはできない。しかし、個人的な感覚や欲求の次元を超えて考え感じ意志しているのは社会である。社会の実在性は個人外在的なものから、個人内在的な価値や規範として、後期のデュルケムはとらえるようになる。社会と個人の相互浸透性や相互依存性も絶たれていない

という意味にも留意して、人口から理念、理想を含む故に、デュルケムは広義の観念論的社会実在論者である。

3. デュルケムのモンテスキュー研究

アロンが『社会学的思考の流れ』⁵⁾ (1967) を著して以来、20数年、フランス語で書かれた社会学の歴史書は見あたらない。それ以前では、ギルヴィッチの『社会学概論』⁶⁾ (1958) がある。英語では、コーザーの『社会学的思考の持ち主』⁷⁾ (1971) が注目されるくらいである。近年になって、シモンやヨナスが、同タイトルの『社会学の歴史』⁸⁾ (いずれも1991年) を出版している。

フランスでは社会学の歴史を論じる場合、モンテスキューから始めることはよくある。アロンやヨナス、またデュルケムも、モンテスキューを社会学の始祖と定めている。シモンは古代ギリシア哲学に社会学の起原を求めているが、歴史上の最初の社会学者としてモンテスキューをあげている。イギリス、ドイツ、アメリカ、日本などでは、社会学の命名者であるコントを社会学の始祖とするのが一般的である。フランスでは、デュルケムやアロンの影響もあって、啓蒙思想と現代社会学のつながりを重要視する傾向がある。

アロンは前掲書の冒頭で、「モンテスキューを社会学の先駆者の一人と考えるのではなく、むしろ社会学の偉大な理論家の一人と考える」⁹⁾ と述べている。アロンによれば、モンテスキューの『法の精神』(1748) が論究するものは、現代社会学においても同様に主要なテーマである。一見複雑多様で無意味に思われる諸々の社会現象に、諸々の原理が横たわっており、論理的な秩序が見い出せることである。

アロンに先立つこと75年、1892年にデュルケムは「モンテスキューの社会科学成立に対する貢献」¹⁰⁾ という論文を書いている。デュルケムにとっては初期の論文である。翌年の1893年に最初の大著で学位論文『社会分業論』が出版されている。デュルケム社会学の基本的な姿勢や方法論や関心のある研究対象が、『社会分業論』にはほぼ表明されている。また1895年には、デュルケムは彼独自の実証主義的社会学の方法論を『社会学的方法の規準』において詳細に論じている。したがって、彼の研究活動の上からモンテスキューに関する論文は重要な意味をもっている。デュルケムが構築する社会学の基本構想は、モンテスキューの研究から得られたものが大きかったと思われる。ところで、デュルケムの初期の論文では社会学という語を用いず、社会科学や実証科学を用いている。当時の学界の社会学に対する批判的風潮に配慮しているためであり、社会学と同義である。

デュルケムは前記のモンテスキューの研究の序論で、次のように述べている。

「今日、われわれの眼を社会問題に向けしめたあの情熱的力は、すべて、わが国の18世紀の哲学者たちに由来するものなのである。この輝かしい著作者の一群のなかでは、モンテスキュー

一は際立った存在である。実際、彼こそは、その著『法の精神』において、この新しい科学の諸原理を確立したのである。……彼が法の諸形態を解釈するために用いた方法は、他の社会制度に対しても妥当する。……法は社会生活の全体に関係をもつものであるから、モンテスキューは必然的に社会生活をそのあらゆる側面からとり扱っている。……科学にその対象、その本質、その独自の方法を自覚せしめ、科学が成立できるための基盤を用意することもまた、重視されるべきことである。モンテスキューがわれわれの科学に対してなした貢献は、まさしくこの点なのである。」¹¹⁾

デュルケムは社会科学（社会学）の成立に必要な条件として、まず一定の研究対象をもっていることをあげる。社会科学のそれは、社会的事実、すなわち法、習俗、宗教などである。社会科学の目的は現実に存在するものについての記述とその解釈である。社会科学はザインの学である。「社会科学が現実に存在するためには、社会がそれを構成する諸要素の本性そのものや、要素の配置から生ずる一定の特質をもつことが必要であり、この特質が社会的事実の源泉であることが必要である。」¹²⁾ 現実をあるがままに記述するだけでなく、そこから類型や法則を引き出して科学的に解釈する方法が必要である。デュルケムは、モンテスキューが『法の精神』において、どの程度社会科学に固有の対象を認めたか、また、どのように社会を類型や種に分類したか、さらに、どの程度社会的事実が一定の法則に従うと考えたかを検討している。

モンテスキューはすべての民族の法、慣習、慣行（習俗）を研究対象にする。それらの起原を明らかにし、それらの物理的、道徳的原因を発見するためである。彼は人々の意識や観念を扱わず、客観的な社会的事実に研究対象を限定しようとする。彼は社会的事実の現在および過去を知り、解釈することを何よりも大切な目的としている。彼以前の学者たちと異なり、モンテスキューは価値判断を排除して、事実に忠実である社会科学的相対主義の立場をとる。デュルケムは述べている。

「モンテスキューは、生活の規則が生活の条件とともに変化するものであることを理解している。彼はその研究調査において、さまざまな社会種が現れてくるのを見たが、それはみな正常なものであることを知っていた。それ故、彼にはあらゆる民族に妥当するような規則を方式化することは、思いつかなかったのである。彼はその確立した規則を各種の社会の固有の本性に適合させている。……彼は既成の事実をすべて是認していたのではない。そうではなく、彼は適切なものとそうでないものを、事物そのものから導き出した規範に従って決定しているのである。そしてこの規範は、こうした理由によって、これらの事物の多様性に対応していたのである。」¹³⁾

それぞれの社会にはそれぞれの社会の本性、いかえれば必然的な論理の存在していることを、モンテスキューは理解している。彼は各種の民族において施行されている諸々の法の体系も、人間の本性からではなく社会の本性から由来するという。個人生活に関わるものを含め、

法の規則および習俗の規範のすべては社会生活の所産であると、モンテスキューは見なしている。デュルケムの考え方と一致している。

モンテスキューは社会を分類したのではなく、社会が統治される仕方を分類する。共和政(貴族政と民主政を含む)、君主政、専制政である。これらの社会が、単に統治者の数や公共業務の管理において違っているばかりでなく、それらの社会全体においても相違していることを、彼自身の旅行や旅行者の見聞記や歴史的資料などの調査研究から導き出している。

各社会はその諸要素の数、配置、融合度において相違しているが故に区別される。共和政は小都市において可能であり、そこでは国民は相互に平等で類似してさえいる。私有財産は制限され、中庸な生活条件を備え、社会体の諸部分間には分業はみられない。全員の平等が必然的帰結として全員の質素をもたらす。国民が主権者であるか、若干の家族が主権をもつ。君主政は中程度の規模の領土において可能であり、公共生活上の諸機能ばかりか、私生活上の諸機能も、国民の諸階級に分有されている。身分の多様性が共同の利益を個人的利益に向ける傾向があり、分業も非常に発展する。君主が主権をもつが、制定法に従ってこれを行行使する。君主の権威は諸階級や社会体の諸機関によって制限されている。専制政は広大な領土において可能であり、社会構造は身分や階級の相違を示していない。唯一者が自らの意志と恣意に従って国民を統治している。彼らは奴隷としてすべて平等で、恐怖心によって社会に結びついている。

モンテスキューが記述する社会生活の3つの形態は、3つの社会種を構成している。それぞれの社会の本性は固有の差異を描き出す。「相違しているのは構造の原理ばかりでなく、生活全体なのである。宗教、習俗、家族、結婚、教育、犯罪と刑罰のすべては、共和政、君主政、専制政において全く異なっている。」¹⁴⁾

モンテスキューは主に、社会の状態は主権の形態(統治形態)の所産であり、それによって社会が定義されるとする。主権の形態も社会の本性の現れであるにもかかわらず、モンテスキューはそれらを同一視している。また、それぞれの政体を維持し展開している「人間の情念」を政体の原理、原動力と見ている。共和政は徳を原理とする民主政と、節度を原理とする貴族政に分けられる。君主政は名誉を原理とし、専制政は恐怖を原理とする。

統治形態の自明性、つまり社会的紐帯ではなく専ら主権の組成によって、モンテスキューは社会類型にアプローチしている。デュルケムは『社会分業論』において、成員の同質性や社会規模の狭小性に由来する機械的連帯が支配的な伝統的社会と、成員の異質性と社会規模の広大性に由来する有機的連帯が支配的な近代社会との、社会的紐帯に着目した社会類型論を展開している。モンテスキューの統治形態による社会類型との類似は著しい。ただ、モンテスキューには社会類型の進化論的観点は乏しい。

モンテスキューは法が社会の形態に依存すると述べ、その第一義的役割を果たすのは社会の容量である規模や人口量であると言う。デュルケムは、社会の密度ともいべき社会成員相互の人間関係を、モンテスキューは見逃していると指摘する。デュルケムの『社会分業論』では、

社会の容量と密度の増加によって分業は発展し社会の形態が変化する。伝統的社会から近代社会の推移につれて、禁止的法律の諸類型（機械的連帯に対応）は減少する一方であるが、原状回復的、協同的法律の諸類型（有機的連帯に対応）は著しく発達している。したがって、それぞれに対応する社会的連帯の基本類型の推移が立証できると、デュルケムは考える。

モンテスキューはまた、民族や国民の人口数、その居住する土地の地勢、地質、気候、風土など自然地理学的な諸条件にも法が依存するという。法は統治の形態と依存関係にあり、その形態が自然地理学的な諸条件に規定されるのも必然である。モンテスキューはその必然を「事物の本性」という。それは経験的世界の道理、原理、法則のようなものである。気候、風土への注目は後の環境論や風土論の嚆矢をなす。デュルケムは自然環境を社会的基体と言う概念にとどめ、社会的制度や組織、宗教、道徳などへの影響は論じていない。

法の精神とは何か。モンテスキューの『法の精神』の重大なテーマである。彼は、「法は事物の本性に由来する」という。法は社会の本性から生じるということであり、社会の本性が自己を具現する重要な手段である。『法の精神』の法は、モンテスキューにおいては社会形成以前の人間の本性から生じる自然法の法とは峻別された、ある種の固有の社会の状態に根ざした社会の法である。ところが、モンテスキューは社会の状態を法の動力因としてとらえるよりも、目的因としてとらえる傾向が強い。

「社会のなかに生きるように作られていながら、人間は社会のなかで他人を忘れることができえた。立法者は、政法、市民法をもって彼をその義務にたちかえらせた。」¹⁵⁾

モンテスキューによれば、立法者の役割は国家が向かうべき目標とその達成の手段を明らかにすることである。習俗は共同生活から自発的に生まれるが、法は立法者の特別の意志によって制定されなければならない。すると、法は社会の本性から生じているにもかかわらず、社会の本性を立法者の意志によって左右しかねない。モンテスキューはその矛盾を、法の目的因を強調することで妥協する。つまり、法は立法者が社会の本性にかなったものを想定する手段としてとらえられている。社会の本性を主権の形態や法と同一視する傾向から派生する問題である。

デュルケムによれば、「共同生活は社会がおかれている条件に従って、必然的に一定の形態をとるように決められている。この形態を表現するのが法である。それ故、法は同じ必然性をもって動力因から生じる。」¹⁶⁾ 法は共同生活から生まれ、共同生活を強化している。法は明確に規定された習俗にほかならず、法と習俗は同根である。それはある社会種に固有の集合的心性の集合意識である。成員に共有されている信念や感情や理想である。このようにデュルケムにおいては、法は他の社会現象や社会的事実と同様に、諸々の原因から一種の物理的必然性によって生じている。デュルケムが研究活動の初期に強調する、社会的事実の起原に注目する因果分析を重要視する姿勢がうかがえる。

立法者の意志に関連して、デュルケムの人間観は社会的存在と個人的存在の二元論である。社会的存在としての人間は、個人が所属し構成している社会を表象するが故に非経験的要素をも含む、集合的観念や感情の体系（集合意識）を内在化させているところの道徳的存在である。個人的存在としての人間は、全く個人的な経験的生活にのみ関わる精神状態から成り立っている利己的存在である。前者は人間の尊厳を基本理念とする道徳的個人主義に、後者は利己的個人主義に概念化される。立法者の意志を社会的存在の意志と理解すれば、それは社会の本性から大きく逸脱することはない。モンテスキューの三権分立論に言及できないが、彼の「権力分割の理論」には、単に権力論としてではなく人間性に対する深い洞察がある。諸々の権力を相互に競争させて、一方的支配を防ぐ。人間を社会の本性から逸脱させないために、デュルケムの社会観や人間観の根幹に関わる影響力を、ここに見い出すこともできるだろう。

モンテスキューは「事物の本性」と事物（社会的事実）の正常な形態の間には、論理的な関連があり、したがって後者は前者に含まれると考えている。ある社会種のなかで一般的であって、その社会種の存続を可能ならしめている社会的事実が正常である。正常と異常の指標を「事物の本性」あるいは事物自体のなかに求めている点で、デュルケムの社会病理学はモンテスキューを継承している。

モンテスキューによれば、社会的事実が正常であるところではどこでも、それは必然的法則に従って生じている。この必然性は正常な状態から逸脱する時はじめて停止する。逸脱した病的状態は法の外にあり、科学の対象の外にある。とはいえ、モンテスキューは、ある社会種に普遍的なものが、一定の必然性に対応しないで存在することができないことを十分理解していない。立法者が法を侵害する不思議な力を認めているが、デュルケムによれば、その侵害は立法者の勝手気ままでなく、社会の本性の実現の補助になっている場合の多いことを論証している。社会革命的行動と単なる逸脱的行動の違いについて、デュルケムは留意している。モンテスキューには、人間がなすべきことを規定する規則と法とを混同する傾向はあるが、彼はあくまで歴史的経験的事実に依拠しながら、諸々の社会種を記述し説明しようとする。あるがままの自然や社会を無視して、別の自然や社会を設定することはない。

『法の精神』において、モンテスキューはさまざまな民族の歴史から実に多くの事実を収集し、それらを相互に比較対照したのは、そこになんらかの法則を見い出すためである。とくに、多種多様な民族が遵守している法の比較が中心である。モンテスキューの法則を導き出す方法は、帰納法より演繹法に重要性がある。帰納から仮定された法則（仮説）と大体合致するいくつかの事例をひき合いに出すことで満足している。演繹が終わると証明も大体終了したと考えている。もちろん、モンテスキューが社会科学のなかにはじめて帰納法を登場させた意義は大きい。

モンテスキューにおける進歩の観念の欠如については、次のように考えられる。彼は社会生

活の原動力として現実の社会状況や環境的状况にのみ注意を払ったため、歴史的過去からの蓄積による文化的継続性を看過したと思われる。また、モンテスキューの故郷ボルドーの思想的先達である、モンテーニュの相対主義の影響も考えられる。彼の社会科学的相対主義は価値観の相対主義につながり、人間的理性と社会の進歩には懐疑的であった。

デュルケムは前記の論文の結論のところで、次のように述べている。

「社会科学の基本原理がはじめて確立したのはモンテスキューにおいてであったことは確かなことである。……モンテスキューは単に、社会的事実が科学の対象であることを理解したばかりでなく、この科学の成立に不可欠な基礎概念の確立にも貢献した。この基礎概念とは、類型という概念と法則という概念の二つである。」¹⁷⁾

モンテスキューの共和政、君主政、専制政という統治の形態の分類は、それぞれの社会種の相違を説明している。主権の組成、つまり政治に着目し重要視したが、モンテスキューにとって、政治、宗教、道徳、習俗などがひとつの全体をなしている。これらの政体を基本類型として、諸々の民族や社会を比較している。分析枠組としての類型の意義を、デュルケムは高く評価している。ただ、専制政のある社会種における必然性を理解しながらも、専制政を異常なものであるとするモンテスキューの考えは、価値判断を排除した理念型としての類型の本質と両立できない欠点をもっている。

モンテスキューにとって、社会は人間の恣意によって組織されている訳でもなく、偶然的原因に左右されている訳でもない。表面上は多様な変化に富むようにみえるが、そこには必然的な秩序が存在し、法則を見い出すことができる。「事物の本性」から由来する故に、合理的で正常な法が働いている。モンテスキューは社会生活における逸脱や偶然性を、社会的な連関や脈絡なしに認めることがあるが、基本的には社会生活における法則の適用性を認めていた。類型や法則の概念によって、モンテスキューは社会科学（社会学）の先駆者にふさわしい資格を得ている。

4. おわりに

前章において、デュルケムの初期の論文「モンテスキューの社会科学成立に対する貢献」を手掛りにして、デュルケムがモンテスキューの『法の精神』をいかに解釈し、いかなる影響を受けているかを見てきた。この小論のはじめに述べたように、デュルケムの社会学の形成と展開にモンテスキューが広く深く影響していることは明らかである。サン・シモンやコントを経由するモンテスキューの影響を推量すれば、デュルケムにとってモンテスキューはコントに匹敵する重要な社会学の先達である。

前記のモンテスキュー研究の論文では論じられていないが、デュルケムの集合意識との関連で興味深い、モンテスキューの一般精神について述べておきたい。モンテスキューは『法の精

神』（第19篇、第4章）のなかで、次のように述べている。

「多くのものが人間を支配している。風土、宗教、法律、統治の格率、過去の事例、習俗、生活様式。それらからそれらに由来する一般精神が形成される。各国民においては、これらの原因の一つがより大きな力をもてばもつほど、他の原因はそれに譲歩する。自然と風土はほとんどそれだけで未開人を支配している。生活様式が中国人を支配している。法律は日本に暴政を布いている。かつては習俗がスパルタ人に範を示していた。ローマでは統治の格率と古い習俗が範を示していた。」¹⁸⁾

モンテスキューによれば、一般精神は、自然的、社会的諸要因の総和のなかにあるもので、当該の社会を強かに統合したり他の社会を敵対的に排除する決定的な支配的要因ではない。一般精神の変化については柔軟に考えられており、時代状況次第の感がする。むしろそれは、ある共同社会のある生活様式が長年によって積み上げてきた多様な影響の現れである。また、一般精神はモンテスキューが政体の原理であり原動力であるとした人間の情念と深い関係がある。政体を維持し展開している情念も一般精神に含まれる。したがって、一般精神は人々の生活様式に現れている信念や信条のようなもの、広義に解釈すれば文化である。先に述べた、デュルケムの集合意識（集合表象ともいわれる）の概念内容と重なる部分は大きい。デュルケムは社会とは集合意識であるとまで主張しており、デュルケムの概念の方が社会統合的意味が強い。

モンテスキューの一般精神よりも、ルソーの一般意志がデュルケムに与えた影響は大きいと思われる。一般意志は個人の自由意志による社会契約で形成される公共的我であり、個人意志の単なる総和である全体意志とは峻別される。デュルケムの集合意識の着想は、このルソーの一般意志の着想と同じである。しかし、一般意志は常に正しく不変であると定義されると、観念論的意味が強くなり、集合意識と相いれなくなる。

ルソーのデュルケムに与えた影響については稿を改めるが、ルソーの影響もモンテスキューの影響に劣らぬものがある。デュルケムはモンテスキューを研究することで、彼独自の実証主義的社会学を構築するための方法論と研究対象を明らかにすることができた。他方、デュルケムが研究活動のなかで大きな精力をつぎ込む教育の研究において、ルソーの影響は非常に大きい。デュルケムのルソー研究はいつから始められたか明らかではないが、死の直面まで取り組んでいたことは知られている。彼が晩年ルソー研究に心血を注いでいたことは確かである。「ルソーの社会契約論」という長論文はあるが、ルソーの『エミール』に関する論文は未完に終わっている。ルソーのデュルケムに与えた影響は、モンテスキューとは異なり、人間性や社会の本質に関わるルソーの社会学的な考察である。人間が幸せに生きる条件とは何なのか。ルソーの関心事とデュルケムの関心事はつながっている。デュルケムと啓蒙思想の関わりを、次のように言うことができる。デュルケムはモンテスキュー研究から始め、ルソー研究で終わった。

注

- 1) モンテスキューの主な参考文献、井上幸治編集、『世界の名著モンテスキュー』中央公論者、1972、古賀英三郎編集、『人類の知的遺産モンテスキュー』講談社、1982.
- 2) デュルケムの経歴の主な参考文献、H. Alpert, *Émile Durkheim and His Sociology*, 1939 ; Rusell & Rusell, 1966. S. Lukes, *Émile Durkheim, His Life and Work : a historical and critical study*, Penguin Books, 1973.
- 3) S. ヒューズ著、生松敬三・荒川幾男訳、『意識と社会』みすず書房、1965、189ページ。
- 4) 実証主義に関する主な参考文献、J. S. ミル著、村井久二訳、『コントと実証主義』木鐸社、1978. 稲上毅著、「社会学的実証主義の構想カーサン・シモンとコントー」岩波書店、思想No575、1972、29-55ページ。
- 5) R. アロン著、北川隆吉他4名訳、『社会学的思考の流れ I』法政大学出版局、1974.
- 6) G. Gurvitch, *Traité de Sociologie*, P. U. F, 1958.
- 7) L. A. Coser, *Masters of Sociological Thought*, Harcourt Brace Jovanovich, 1971.
他に、J. H. Abraham, *Origins and Growth of Sociology*, Penguin Books Ltd, 1973. P. R. De Coppens, *Ideal Man in Classical Sociology*, The Pennsylvania State University Press, 1976.
- 8) P. J. Simon, *Histoire de la sociologie*, P. U. F, 1991. F. Jonas, *Histoire de la sociologie*, Larousse, 1991.
- 9) 前掲書、『社会学的思考の流れ I』、16ページ。
- 10) É. デュルケム著、小関藤一郎・川喜多喬訳、『モンテスキューとルソー』法政大学出版局、1975、3-75ページに収録。É. Durkheim, *Montesquieu et Rousseau*, Librairie Marcel Rivière et Cie, 1966.
- 11) 前掲書、『モンテスキューとルソー』、4-5ページ。
- 12) 前掲書、19ページ。
- 13) 前掲書、24-25ページ。
- 14) 前掲書、40ページ。
- 15) 前掲書、『世界の名著モンテスキュー』「法の精神」、371-372ページ。
- 16) 前掲書、『モンテスキューとルソー』、52ページ。
- 17) 前掲書、72-73ページ。
- 18) 前掲書、『世界の名著モンテスキュー』「法の精神」、488ページ。